

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第二十五号）新旧対照表（第一条関係）

（新）

第一条から第三条まで 略

附 則

1 から3まで 略

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に児童福祉法第二十四条の二第一項の規定による指定を受けている指定福祉型障害児入所施設については、第二条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（旧）

第一条から第三条まで 略

附 則

1 から3まで 略

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に児童福祉法第二十四条の二第一項の規定による指定を受けている指定福祉型障害児入所施設については、第二条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第二十六号）新旧対照表（第二条関係）

（新）

第一条から第四条まで 略

附 則

1 略

（岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定による指定を受けている指定障害者支援施設については、第三条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（旧）

第一条から第四条まで 略

附 則

1 略

（岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定による指定を受けている指定障害者支援施設については、第三条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。